

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="225 320 793 398"><b>国家外汇管理局关于改进出口收结汇联网核查管理有关问题的通知</b></p> <p data-bbox="363 510 655 636">发布时间：2009-1-15 文号：汇发[2009]10号 来源：国家外汇管理局</p> <p data-bbox="225 701 793 831">国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连青岛厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p data-bbox="225 846 793 1070">为贯彻落实《国务院办公厅关于当前金融促进经济发展的若干意见（国办发〔2008〕126号），提高企业流动资金使用效益，大力推动贸易便利化，现就改进出口收结汇联网核查管理有关问题通知如下：</p> <p data-bbox="225 1227 793 1883">一、对于企业确已实际出口并收汇，但因出口数据传输时滞原因导致可收汇余额暂时不足的，银行可凭企业承诺说明函（应包括实际出口日期、相应收汇日期、承诺所述情况真实等，并加盖单位公章）先行为企业办理待核查账户资金结汇或划转，并逐笔登记台帐。企业应在办理结汇或划转后 30 个工作日内补办联网核查手续，银行应登陆出口收结汇联网核查系统（以下简称“系统”，在相应贸易类别项下为企业进行可收汇额核注。对于 30 个工作日内仍未补办的，银行应于期满后 10 个工作日内向外管局报告，同时停止为该企业办理先行结汇或划转，并在有可收汇额时将已经先行结汇或划转的金额上网核注。</p>	<p data-bbox="834 320 1351 450"><b>国家外貨管理局の輸出外貨受取人民元転オンライン照合・審査管理の改善に関する通知</b></p> <p data-bbox="879 510 1305 636">公布日：2009-1-15 通達番号：匯發[2009]10号 ニュースソース：国家外貨管理局</p> <p data-bbox="815 701 1370 831">国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局、各中資外為指定銀行：</p> <p data-bbox="815 846 1370 1167">『國務院弁公庁の当面の金融による經濟發展の促進に関する若干の意見』（国弁發[2008]126号）を徹底的に遂行し、企業の流動資金の利用効率を高め、貿易の利便性向上を促進するため、輸出外貨受取人民元転オンライン照合・審査管理の改善について以下の通り通知する。</p> <p data-bbox="815 1227 1370 1984">一、企業が実際に輸出し且つ外貨を受け取ったが、輸出データの伝送時の遅延により外貨受取可能額が一時的に不足する場合、銀行は、企業の承諾説明書（実際の輸出日、対応する外貨受取日、状況説明の真实性の承諾などを含み、且つ企業（「単位」）公章を捺印しなければならない）により、企業に対し照合審査待ち口座の資金の人民元転或いは振替を照合に先行して行うことができ、併せ個別台帳に登録する。企業は人民元転或いは振替後 30 営業日以内にオンライン照合・審査の補足手続を行わなければならない、銀行は輸出外貨受取オンライン照合・審査システム（以下、「システム」という）にログインし、対応する貿易類別項目下で、企業に対し外貨受取可能額の照合</p>

<p>二、自 2009 年 2 月 15 日起，将来料加工收汇比例统一由 20%调整为 30%。外汇局各分局、外汇管理部应当登陆“系统”中“来料加工收汇比例调整”模块，将来料加工收汇比例统一调整为 30%。对于来料加工贸易项下单笔出口货物报关单实际收汇比例高于 30%的，银行应按照现行来料加工超比例收汇相关规定办理。</p> <p>三、对于因汇率变动形成的多收汇差额资金，企业可凭情况说明直接到银行办理从待核查账户中结汇或划转的手续。</p> <p>四、对于因一笔收汇包含多种性质、企业错误说明或银行工作失误导致的进入待核查账户的服务贸易项下资金，企业可凭情况说明合同发票等有关单证直接到银行办理从待核查账户的划出或结汇手续。</p>	<p>消込を行わなければならない。30 営業日以内に補足手続を行っていない場合、銀行は期限満了後 10 営業日以内に外管局に報告し、同時に当該企業に対し照合に先行して人民元転或いは振替することを停止し、且つ外貨受取可能額がある場合、既に先行して人民元転或いは振替した金額のオンライン照合消込を行わなければならない。</p> <p>二、2009 年 2 月 15 日より、来料加工の外貨受取比率を一律 20%から 30%に調整する。外管局の各分局、外貨管理部は「システム」の「来料加工外貨受取比率調整」モジュールにログインし、来料加工外貨受取比率を一律 30%に調整しなければならない。来料加工貿易項目下の個別輸出通関申告書の実際の外貨受取比率が 30%よりも高い場合、銀行は現行の来料加工比率超過の関連規定に従い手続を行わなければならない。</p> <p>三、為替レートの変動により多く受け取った外貨の差額資金について、企業は状況説明により直接銀行で照合審査待ち口座から人民元転或いは振替の手続を行うことができる。</p> <p>四、1 件の外貨受取に異なる性質の資金が含まれる、または企業の誤った説明或いは銀行の業務ミスにより照合審査待ち口座に入金されたサービス貿易項目下の資金について、企業は状況説明、契約書、インボイス等の関係証憑により直接銀行で照合審査待ち口座からの振替或いは人民元転手続を行うことができる。</p>
--	--

<p>五、企业在确有出口但因数据传输时滞导致可收汇额不足时，方可先行办理结汇或划转。银行应严格按照本通知要求，为企业办理出口收结汇联网核查。对于出口贸易融资项下的收汇，不得按此规定办理，仍按照现行贸易信贷管理的有关规定办理。</p> <p>六、外汇局应加强对银行和企业先行办理结汇或划转及补办联网核查手续的事后监督工作。对违反本通知规定的，由外汇局根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定予以处罚。</p> <p>七、本通知自发布之日起施行。各分局、外汇管理部收到本通知后，应尽快转发所辖中心支局、支局、外资银行、地方性商业银行。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发所属分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇九年一月十五日</p>	<p>五、企業は確かに輸出したがデータ伝送時の遅延により外貨受取可能額が不足する時、先行して人民元転或いは振替を行うことができる。銀行は本通知の要求に厳格に従い、企業に対し輸出外貨受取人民元転オンライン照合・審査を行わなければならない。輸出貿易融資項目下の外貨受取については、この規定に基づいて手続を行ってはならず、現行の貿易与信管理の関係規定に従い手続を行う。</p> <p>六、外管局は銀行と企業が照合に先行して行う人民元転或いは振替及び補足して行うオンライン照合・審査手続に対する事後監督管理業務を強化しなければならない。本通知の規定に違反した場合について、外管局は『中華人民共和国外貨管理条例』及び関連規定に基づき処罰を行う。</p> <p>七、本通知は公布した日より施行する。各分局、外貨管理部は本通知を受領した後、所轄中心支局、支局、外資銀行、地方性商業銀行に直ちに転送しなければならない。各中資外為指定銀行は本通知を受領した後、所属の分支機構に直ちに転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、国家外貨管理局に遅滞なくフィードバックされたい。</p> <p style="text-align: right;">二〇〇九年一月十五日</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 商品開発部】